

令和7年度事業計画書

公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま

事件、事故等の犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種の支援活動を行い、犯罪被害者等の被害の早期回復及び負担軽減を図り、再び平穏な生活が取り戻せるようにするとともに、群馬県公安委員会から指定されている「犯罪被害者等早期援助団体」として、警察からの情報提供を受け、事件・事故の発生後間もない時期から犯罪被害者等に対する支援事業を推進する。また、社会全体の犯罪被害者等への支援意識の高揚を図るため、群馬県・群馬県警察・群馬弁護士会・日本司法支援センター法テラス群馬、群馬県公認心理師協会及び全国の被害者支援センター等の関係機関・団体と連携し、定款（第4条）に定める次の事業を推進する。

第1 犯罪被害者等支援活動事業

1 電話相談及び面接相談

(1) 電話相談

電話相談は、犯罪被害等により困難に直面した人が最も活用しやすい相談手段である。加えて、支援を開始するに当たっての重要な出発点であることから、相談専用電話の設置、犯罪被害相談員等の配置をし、遮音設備を施した専用の電話相談室で適切な助言と情報提供を行い被害の早期回復と負担軽減を図る。

<相談電話設置場所・相談時間>

① 事務所相談電話

すてっぷぐんま事務所相談電話室

平日の午前10時から午後4時まで（祝日、年末・年始休暇を除く。）

② 性犯罪・性暴力相談電話

Save ぐんま事務所相談電話室

平日の午前9時から午後5時まで（夜間・休日はオンコール対応）

③ インターネット上の誹謗中傷相談電話

すてっぷぐんま事務所相談電話室

平日の午前9時から正午

午後1時から午後4時まで（祝日、年末・年始休暇を除く。）

(2) 面接相談

面接相談は、個々の犯罪被害者等に必要な情報を直接提供することができるうえ、具体的な支援計画を策定するうえで必要不可欠であることから、当センターの遮音設備を施した相談室や安心して面接相談できる場所で

- 犯罪被害相談員等による相談、情報提供
- 臨床心理士による心理面接、カウンセリング
- 弁護士による個別の法律相談

等を行い、犯罪被害者等の苦痛の記憶と感情の抑制、経済的負担の軽減を図る。

2 直接的支援

(1) 犯罪被害者等へのシェルター等の貸与

暴力被害や様々な問題に直面した被害者の一時的な緊急避難場所として、民間のアパート1室（2DK）を借り上げて寝具、家電をはじめ、日常生活に必要な備品や機械警備・巡回警備を提供する。

また、シェルター入所者で、自立支援が必要と認められる入所者に対しては、関係機関と連携して、自立に向けた支援を行う。その際、緊急の生活資金を必要とする者には、当センターの自立生活支援金規程に基づき支援金を支給する。

令和5年度から群馬県女性相談所から受託している「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号に規定する被害者等に係る一時保護事業」を継続して受託し、シェルターの提供及び自立支援を行う。

(2) 犯罪被害者等への役務の提供等による直接的支援

犯罪被害者等の負担軽減と早期回復を図るため犯罪被害相談員、犯罪被害者直接支援員が

- 捜査・司法機関等への付き添い
- 行政窓口等への付き添い
- 病院への付き添い
- 自宅訪問
- 生活支援

等の直接的支援を行う。

3 犯罪被害者等支援コーディネーター機能の活用推進について

被害者の声を踏まえて決定された「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）に基づく取組みの1つである「地方における途切れない支援の提供体制の構築」が提言され、犯罪被害者支援におけるワンストップサービスを実現するため、各都道府県を中核とした多機関ワンストップサービスの体制確立が求められることとなった。

県内において対象事件事故が発生した場合、コーディネーター機能を活用した多機関連携により被害者をサポートしていく取り組みを行う。

4 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請補助

犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等給付金申請補助員がその依頼に応じて、不安や心配を軽減し、申請がスムーズに行われ申請内容のとおり給付されるように手続きの補助を行う。

令和7年度に研修を計画し、申請補助員としての必要な知識習得を進める。

5 犯罪被害者等が自立するために必要な支援

同じ様な辛さや問題を抱えた被害者同士が、安心できる場で信頼できる支援者や仲間の中で、自分の気持ちに向き合いながら、お互いに励まし合い、語り合う中で、孤立感や苦悩を軽減し、抱える問題の解決や克服、精神的回復を図ろうとする活動（自助グループ、生命のメッセージ展等）を、定期的（約3回）かつ継続して支援する。

6 関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等への支援

次の関係機関・団体等と連携を図り犯罪被害者等への支援を行う。

(1) 群馬県犯罪被害者等支援推進協議会及び警察署単位の犯罪被害者支援連絡協議会との連携

群馬県・市町村・群馬県警察・検察庁・弁護士会・公認心理師協会等の犯罪被害者支援に関わる24の機関、団体が加盟する群馬県犯罪被害者等支援推進協議会、警察署単位の犯罪被害者支援連絡協議会（14協議会）、県民相談相互支援ネットワーク連絡会議と連携し、犯罪被害者等の支援活動に関わる情報交換を行う。

(2) 群馬県・群馬県警察との3者ワーキンググループ会議への参加

群馬県・群馬県警察と当センターによるワーキンググループ会議（月1回開催）に理事長・副理事長・担当理事等が参加し、当面の支援に関する解決すべき課題、取り組み方を話し合い支援活動に資する。

(3) 群馬県性暴力被害者サポートセンター（Save ぐんま）運営会議の参加

群馬県・群馬県警察・拠点病院・児童相談所等関係機関が参加し、群馬県性暴力被害者サポートセンター（Save ぐんま）の活動内容、運営について、犯罪被害者等の支援活動に関わる情報交換を行う。

(4) 群馬県DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議への参加（令和6年度から）

群馬県内のDV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援に取り組んでいる団体によるネットワーク会議に参加し、情報交換を図り、支援活動に資する。

(5) 群馬県警察・大学・短期大学被害者支援（共生）ネットワーク連絡会議に参加

群馬県警察が主催する群馬県警察・大学・短期大学被害者支援（共生）ネットワーク連絡会議に参加し、被害者支援への理解を図る。

(6) 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク（48団体加盟）及び加盟被害者支援センターとの連携

公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟するとともに、同ネットワークが主催する研修会、会議等に参加するほか、同ネットワーク及び加盟被害者支援センターと連携した支援活動を行う。

(7) 共同支援体制の構築

被害者等が事件事故発生地と居住地が異なる事案においては、発生地の支援センターと居住地の支援センターで情報共有を行い、連携した共同支援活動を行う。

(8) 条例制定に伴い行政・関係機関との連携による支援

県内市町村においては、令和6年6月には犯罪被害者支援に特化した条例の制定率が100パーセントに達し、群馬県内においてすべての市町村に犯罪被害者支援の特化条例が制定された。条例制定に伴い、行政と当センターとの2者協定の締結を推進し、行政と支援員との顔の見える関係性を築き、きめ細やかな犯罪被害者支援の構築を図りたい。

7 群馬県性暴力被害者サポートセンターの相談・支援の事業

群馬県が開設している「群馬県性暴力被害者サポートセンター」（Save ぐんま）において、電話相談、面接相談、病院への付添い等の直接的支援業務を行う。

性暴力被害における相談件数は増加傾向にあり、非常勤職員による勤務を週1回から週2回の勤務とし勤務体制を増強する。

扱うケースによっては、関係機関と連携したケース会議を行い支援方針を検討する。

性被害の現状と被害者への理解、関係機関との連携を図るため、有識者を招き、講演会及びディスカッションの機会を設けるとともに、専門研修において年6回、各専門家を招き、研修会を実施する。

8 群馬県インターネット上の誹謗中傷相談支援事業

群馬県から「インターネット上の誹謗中傷相談窓口」開設の事業委託を受け、電話相談、メール相談、面接相談、誹謗中傷メールの削除依頼方法の教示、法律相談、心理面接等の支援業務を行う。

第2 支援活動員研修養成事業

1 犯罪被害者等支援活動に携わるボランティア、支援活動員の研修及び養成

犯罪被害者等へ迅速かつ適切な支援を提供するため次世代を担うボランティアの養成と支援に携わる相談員の資質や実務の向上を図るために次の事業を行う。

(1) 犯罪被害者支援講座

被害者支援に関心のあるボランティアを公募し、次のとおり養成講座を実施する。

○ 人員 40～50名

○ 講座 全2回、10講義（1講義45分～90分）

○ 内容 犯罪被害者支援の意義と必要性・犯罪被害者等基本法・基本計画の概要等

(2) 支援活動員養成講座

犯罪被害者支援講座を修了し、支援活動員になろうとする者の中から受講者を選考し、被害者支援に関わる基本的な知識、技能を習得させるために、養成講座、8講義（1講義45分～90分）を実施する。

(3) 専門研修

支援活動員に対して年6回程度、関係各方面の専門家を講師に招き、専門的知識や技術の向上を図るための専門研修を実施する。

(4) 預保納付金助成金による支援活動員の養成

非常勤の犯罪被害者直接支援員2名を選定し、重点的に知識、技能の修得を図り支援活動の充実を図る。（女性相談員2名）

2 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究

電話、面接相談や直接支援に携わった個々の犯罪被害者等の実情を様々な角度から調査、研究し支援活動に資する。

第3 広報啓発事業

1 犯罪被害者等支援に係る県民の理解を深めるための広報啓発

(1) 被害者支援講演会の開催

群馬県・群馬県警察と連携し、一般県民を対象に犯罪被害者等を招き、犯罪被害者等への理解と協力を得るための被害者支援講演会を開催する。

(2) 研修会等への講師派遣

各地の教育委員会や人権擁護団体等主催の講演会に支援活動員を派遣し、犯罪被害者等への正しい理解と支援の必要性を訴える。

(3) 広報啓発キャンペーン

ア 犯罪被害者週間における啓発活動

11月25日～12月1日行われる「犯罪被害者週間」に街頭において広報啓発資料を配布し、被害者支援への理解と必要性を広報する。

イ イベント会場、市町村役場における広報啓発活動

年間を通じて群馬県警察と連携し、生命のメッセージ展、人権フェスティバル、市町村役場等におけるパネル展などをボランティア等の参加を得て開催し、広報啓発資料を配布し、被害者支援への理解と必要性を広報する。

ウ 広報媒体を活用した広報啓発活動の推進

コミュニティーラジオを通じて、被害者支援への理解を求める広報啓発活動を推進する。

(4) 広報紙の発行

年2回、「すてっぷだより」を発行し、正会員、賛助会員、関係機関・団体等に配布するとともに、ホームページに掲載して当センターの活動と被害者支援への理解を図る。

(5) デジタルサイネージ及びラジオを利用した広報啓発活動の推進

官公所や協力事業者等の所持している大型ビジョンに、すてっぷぐんま、Save ぐんま、インターネット上の誹謗中傷窓口相談の周知と被害者支援への理解を求めるデジタルサイネージを作成し、無料掲載を推進するとともに、シティ FM 前橋のラジオを通じ広報啓発活動を行う。

(6) 「命の大切さを学ぶ教室」への講師派遣（中・高生対象）

群馬県警察と連携し、各地の中・高生を対象に行われている「命の大切さを学ぶ教室」へ犯罪被害相談員等を講師として派遣する。

(7) 矯正施設への講師派遣

ア 隔週、前橋刑務所に犯罪被害相談員等を講師として派遣し、新規入所者等に対して被害者の辛さや苦しさを伝える活動を行う。

イ 県内の矯正施設（前橋刑務所、赤城少年院）に犯罪被害相談員等を講師として派遣し、職員及び入所者に対して犯罪被害者の心情を理解してもらう活動を行う。

第4 その他の事業

1 事業委員会

毎月1回、理事長、副理事長、理事及び支援活動員が出席し、当面の事業計画、運営及び事務処理上の諸問題等の協議検討を行う。

2 ケース会議

毎月1回、犯罪被害相談員が支援活動に関する具体的な支援方針等について協議検討を行う。

3 専門研修定例会

相談員、支援活動員、ボランティア等が出席し、被害者支援活動に必要な知識習得のため、研修を行う。

4 財政基盤の確立

公益社団法人として自立して団体を目指すには、財政基盤が確立されていることが必要最低条件であるため次の事項を推進する。

(1) 賛助会員の新規獲得等

県内の会社・事業所、各種団体、大学関係、医療関係など賛助会員の新規獲得を積極的に推進する。

(2) 広告宣伝の実施

支援活動の質及び量を拡大させるとともに、財政基盤の確立を図るには「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」そのものの知名度、認識を高めることが最も重要であるため、メモ帳の作成、リーフレットの作成を行い、その媒体をイベントや高崎イオンにおける幸せの黄色いレシート事業に合わせた広報活動により広報啓発を実施する。

以 上